

## 静岡県告示第766号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃）使用禁止区域を指定したので、同条第12項により読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成29年10月31日

静岡県知事 川勝平太

### 1 日和山特定猟具（銃）使用禁止区域

#### (1) 区域

南伊豆町子浦船着場を起点として、海岸線を落居子安川河口まで進み、同地点から子安川に沿って北上し旧落居橋に至り、同地点から旧町道を子浦に進み字坪井に至る一円の区域

#### (2) 面積

32ヘクタール

#### (3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

#### (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

### 2 狩野川特定猟具（銃）使用禁止区域

#### (1) 区域

伊豆市の狩野川修善寺橋北側を起点として、狩野川左岸堤防を北進さらに西進し、沼津市我入道地先の河口（海岸堤防）に至り、同地点から対岸の海岸堤防に至り、同地点から狩野川右岸堤防を東進、さらに南進し修善寺橋南側に至り、同地点から同橋を西進し起点に至る一円の区域

#### (2) 面積

600ヘクタール

#### (3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

#### (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

### 3 岡部町子持坂特定猟具（銃）使用禁止区域

#### (1) 区域

朝比奈川仮宿橋を起点として、同地点から同河川左岸を上流に向かって北進し、桂島集会場に至り、同地点から県道相俣岡部線を南東に進み岡部川貝立橋に至り、同地点ら岡部川右岸を南進し宮前橋に至り、同地点から主要地方道焼津森線を南西に進み、起点に至る線で囲まれた一円の地域

#### (2) 面積

180ヘクタール

#### (3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

4 栃山川特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

栃山川河口の栃山川水門と北側左岸の接点を起点として、同地点から栃山川水門を南進し、栃山川右岸堤防との交点に至り、同地点から栃山川右岸堤防に沿って西進し、国道150号との交点に至り、同地点の西側にある栃山川緑地公園を含みながら西進し、栃山川右岸堤防に至り、同地点から栃山川右岸堤防に沿って西進し、栃山川右岸堤防沿いにある栃山川自然生態観察公園を含みながら西進し、栃山川右岸堤防に至り、同地点から栃山川右岸堤防に沿って西進し、焼津市と藤枝市との市境との交点に至り、同地点から市境に沿って北進し、栃山川左岸堤防との交点を通過し、治長請書59に至り、同地点から南東進し、大島橋と栃山川左岸堤防との交点に至り、同地点から栃山川左岸堤防に沿って東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 面積

30ヘクタール

(3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

5 瀬戸川特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

県道静岡焼津線の当目大橋と瀬戸川北側左岸堤防の交点を起点とし、同地点から当目大橋を南進し、瀬戸川右岸堤防との交点に至り、同地点から瀬戸川右岸堤防に沿って西進し、焼津市と藤枝市との市境との交点に至り、同地点から市境に沿って北進し、瀬戸川左岸堤防との交点に至り、同地点から瀬戸川左岸堤防に沿って東進し、朝比奈川右岸堤防との交点に至り、同地点から朝比奈川右岸堤防に沿って北西進し、焼津市と藤枝市の市境との交点に至り、同地点から市境に沿って北進し、吐呂川左岸堤防に至り、同地点から吐呂川左岸堤防に沿って南東進し、朝比奈川左岸堤防に至り、同地点から朝比奈川左岸堤防に沿って南東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 面積

89ヘクタール

(3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

6 冲山梨特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

県道磐田山梨線と市道上山梨平宇線との交点を起点とし、同地点から市道上山梨平宇線を約250メートル

ル南進し市道下町沖山梨線との交点に至り、同地点から市道下町沖山梨線を約530メートル西進し市道深山線との交点に至り、同地点から市道深山線を約250メートル北進し県道磐田山梨線との交点に至り、同地点から県道磐田山梨線を約600メートル東進し起点に至る一円の区域

(2) 面積

16ヘクタール

(3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

7 西大谷ダム公園特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

市道西大谷入山瀬線と市道丹付・仁丸線との交点を起点とし市道西大谷入山瀬線を南進し、市道横須賀西大淵32号線との交点を南東へ進み西大谷川を越え市道横須賀33号線との交点に至る。同地点より市道横須賀33号線を北進し、市道横須賀36号線との交点に至る。同地点より市道横須賀36号線を南進し市道早稲ヶ谷線との交点に至る。同地点より市道早稲ヶ谷線を東進し市道横須賀72号線との交点に至る。同地点より市道横須賀72号線を北東へ進み市道横須賀73号線との交点を通過し、市道横須賀74号線との交点を通過した後、市道横須賀75号線との交点に至る。同地点より市道横須賀75号線を西進し市道横須賀西大淵62号線と市道横須賀63号線との交点に至る。同地点より市道横須賀63号線を北進し市道横須賀68号線との交点に至る。同地点より市道横須賀68号線を北東へ進み市道横須賀西大淵62号線との交点に至る。同地点より市道横須賀西大淵62号線を西進し市道横須賀69号線との交点を通過し、市道横須賀70号線との交点を通過した後、市道丹付・仁丸線を西進し、起点に至るまでの線で囲まれた区域

(2) 面積

51ヘクタール

(3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

8 西田町南部特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

県道袋井大須賀線と国道150号線との交点を起点として、県道袋井大須賀線を北進し県道相良大須賀線との交点に至る。同地点から県道袋井大須賀線を西進し、市道西大淵116号線との交点に至る。同地点から市道西大淵116号線東を流れる下紙川右岸に沿って南進し袋井市境との交点に至る。同地点から市境に沿って国道150号線まで至る。同地点から国道150号線を東進して起点に至るまでの線で囲まれた区域

(2) 面積

30ヘクタール

(3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

9 逆川特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

逆川に架かる山麓橋を起点として市道山麓橋大池線を東進し、市道掛川駅梅橋線との交点に至る。同地点より同線を西進し、天竜浜名湖鉄道との交点に至る。同地点より同鉄道を東進し、掛川市役所前駅に至る。同駅より市道下俣上山本線を経てJR東海道本線との交点に至る。同地点より同鉄道を西進し、袋井市との境界にあたる普通河川馬込沢川との交点に至る。同地点より境界沿いに北上し、二級河川原野谷川を経て国道一号線との交点に至る。同地点より同線を東進し、県道掛川袋井線との交点に至る。同地点より同線を東進し、市道鳥居細田線との交点に至る。同地点より同線を東進し、山麓橋大池線との交点に至る。同地点より同線を東進し、起点に至る線で囲まれた区域

(2) 面積

336ヘクタール

(3) 存続期間

平成29年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

10 桜台特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

市道湖東和地線と県道村櫛三方原線との交点を起点とし、同地点から県道村櫛三方原線を北進し、さらに続けて東進し、市道桜台25号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道西丘26号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道西丘30号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道湖東73号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道湖東和地線との交点に至り、同地点から同線を西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 面積

125ヘクタール

(3) 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））